
史 料

筑後国私立草野銀行史料 (1)

伊 丹 正 博

まえがき

わが国における近代的銀行の系譜は、国立銀行をその源としてはじまるが、明治初年の銀行類似会社から次第に転じてくる私立銀行は、明治12年12月、国立銀行の設立が許可されなくなってから、急速に増加し、特に、明治20年代初頭の、いわゆる「銀行設立ブーム」期を経過した後の30年代には、普通銀行に移行した旧国立銀行を加えて、全国で2000行を越えるほどに達していた。しかし、その中には、各地方の町村区域において設立された、ごく小規模の銀行が多く、経営者の前期的な性格を強く示す個人銀行のような場合には、ほとんど、自己資本を貸し付けるという前近代的銀行の感をもっており、日露戦争以後、日本資本主義の発展過程において、新設、合併、廃止を繰り返しながら、次第に淘汰されて行く⁽¹⁾。

このような中小規模の地方私立銀行を、一つ一つとらえて追跡してみることは、地方銀行史の研究において、是非とも果さねばならない課題の一つであるが、残念なことには、残存史料が極めて少く、かつ不完全なものが多いため、非常に困難であり、その対象は制約されざるを得ない。今、ここに、その史料を紹介しようとする草野銀行は、幸いにも、その前身である「共栄社」時代より、他行との合併、合同を経て、福岡銀行草野支店となり、更に、同行善導寺支店草野出張所としての幕を昨年(43.5.20)閉じるまで、約80年間にわたって、ほぼ完全な形で連続的史料をみることのできる、極めて貴重な例である。以下には、明治・大正期を中心として、その内容を順次紹介してゆきたい。

草野銀行については、別稿において史的分析を行なうので、ここでは、史料の解題に代えて、簡単にその成立経過をのべておく。

福岡県は、明治・大正期において、西日本における最も数多くの銀行が乱立した県であ

(1) 拙稿「明治期における銀行の成立過程」(岡橋保編・東出版刊『金融論体系』第十章) 350頁～353頁。

った。それらの設立時期を大きく区分してみると、明治10年代から20年代前半にかけての時期と、20年代後半から30年代前半にかけての時期になるが、草野銀行は、前者の時期に設立されている。

福岡県の南部、筑後平野の一隅、草野村において、上野作太郎・吉村五郎などが、この地域での農商業の不振は、金融機関の不備にあると考えて、農商業者への資金融通を目的とした「共栄社」という一種の貸金会社を発足させたのが明治21年のことであり、翌22年9月2日、資本金25,000円の草野銀行へと発展したのが、設立期の状況である。その後は、順調に業務を進展せしめ、後続の草野実業銀行・草野貯蓄銀行・山基銀行等、同地区内の他行を合併しつつその規模を拡大させ、昭和16年、筑後地方の農村を地盤とする他の17行と共に合同して「筑邦銀行」を設立し、更に、19年、一県一行主義による政府の銀行合同政策によって誕生した「福岡銀行」の草野支店へと継続したのである。

明治・大正期の福岡県経済は、筑豊地方の石炭産業と北九州工業地帯、商港博多湾にのぞむ商業都市福岡とその背後の穀倉地筑後地方の農業によって構成されている。その農村部筑後地方に多くの銀行が設立されている理由、又、その性格等を知る上に、この草野銀行史料は十分役立つであろう。

尚、草野銀行史料は、定款、規則等の綴り（合併された草野実業銀行等のものを含む）、共栄社にかんする記録の綴り（共栄社決議録）、草野銀行初期の古書類綴り（草野銀行諸達シ扣）、株主総会議事録、願届綴り、第一回よりの考課状・営業報告書の綴り、その他か
らなっている。

凡 例

1. 原本に忠実であることを旨とし、誤字・宛字及び字句の不統一なども、原則としてそのままにした。但し、印刷の都合上縦書きをすべて横書きにあらためた。
2. 当用漢字に含まれる漢字は、現行の活字に直してある。又、若干の文字を（ ）内のように改めた。
歟（款）、ㇿ（ヨリ）、ㇿ（コト）、ㇿ（トキ）、ㇿ（トモ）等。
3. 貼紙は原則として、貼紙に書かれた文字を本文にとり、もとの字が判読できる場合は、脚注に掲出した。朱書による抹消の場合も同様に注記した。
4. 史料に附したナンバーは、便宜的につけたものである。

（追記） 草野銀行史料は、福岡銀行本店行史編纂室に保存されており、同行調査役中村浩理氏の御好意により、貴重な史料の借覧の機会を得たことを、心から感謝した

い。

草野銀行史料 No.1

『草野銀行定款

草野銀行規約』(表紙・原寸縦18.5cm・横13cm)

1. (表紙ウラ) (手書)

草野銀行

設立年月日明治二十二年九月貳日資金貳万千円

肥料会社設立年月日三十年八月

肥料会社カ実業銀行ト変更三十三年十月十二日

草野銀行ニ合併ガ三十四年八月壹日八月九日登記

参拾四年七月十日合併認可

明治二十六年七月一日ヨリ商法実施ニ付キテ大蔵大臣ノ直轄トナリタル故定款作成大蔵

大臣宛出願ス十一月十七日認可アリ

2. (裏紙2枚) (袋綴・1頁10行・中央下段に「株式会社草野銀行」・黒刷) (手書)

一株式会社草野銀行設立明治二十二年九月二日資本金貳万五千円也株数千二百五拾株壹株貳拾円ツ、拂込済

一明治貳拾五年一月増資貳万五千円壹株ニ付貳拾円ツ、拂込一千貳百五十株増株惣資本金五万円株数二千五百株トナス

一明治二十九年二月二十二日増資貳万円増株壹千株壹株貳拾円ツ、拂込総資本七万円株数参千五百株トス

一明治参拾壹年七月九日壹株貳拾円ナルヲ五拾円株ニ変更シテ壹百株ヲ増シ壹株ニ付貳拾五円ヲ拂込

且三千五百株ニ対シ五円宛拂込三千六百株トナリ総拂込金九万円ナリ

一明治三十四年貳月貳拾壹日三千六百株ニ対シ壹株七円ツ、拂込金貳万五千二百円総株数三千六百株拂込金拾壹万五千二百円トス拂込未済六万四千八百円ナリ

一明治三十四年八月九日株式会社草野実業銀行ト合併ニ付増株貳千四百株壹株ニ付三拾貳円ツ、拂込総株数六千株総資本三拾万円内拂込金拾九万貳千円未済拾万八千円トス定款改正ス

一明治四十一年二月十一日定款第十六条中監査役八名トアルヲ参名ト変更ス

一明治四十二年一月二十七日定款第十六条中取締役八名トアルヲ七名ト変更ス

一明治四十一年五月二十二日定款第二条ノ次ニ（当銀行ハ存続期間ヲ特定セサルモノト
ス）トノ一条ヲ追加シ以下順次繰下ケタリ

3 『株式会社草野銀行規約』⁽²⁾

明治廿六年七月商法実施ニ付当銀行定款改正ト共ニ申合規約左ノ如シ

株式会社草野銀行規約

第一条 本行ノ営業上ニ於テハ総テ廉直公平ヲ主トシ人ニ接スルニハ丁寧温和ニシテ輕卒
ノ挙動ナク事ヲ決スルニハ神速明辨ニシテ毫モ稽滯ノ弊ナキヲ要スヘシ

第二条 本行ノ資本金額ハ何時モ活用スルモノニシテ建築諸費等ノ為メ其資本ヲ消費ス可
カラサルハ勿論其経費ノ如キハ成可ク節略ヲ主トシ建築費等ニ至リテハ別段總會ノ協議
ヲ遂ケ漸次純益金ノ内ヨリ幾分ヲ蓄積シ稍該費ニ充ツルヲ待ツニ非ラサレハ着手ス可カ
ラス

第三条 定款第十壹条ニ掲載スル売買譲与スル時ハ左ノ書面ヲ出スヘシ

株式売買名換証書

株式会社草野銀行株式ノ内第何号（又ハ第何号ヨリ第何号迄）幾株ノ株式今回何某へ代金
何百円ヲ以テ売渡候処確實也然ル上ハ向後買受人ニ於テハ之レヲ所持シ何某（売渡人ノ姓
名）所持中同様定款規約等遵守スヘシ仍テ証書如件

何県何国何郡何町村何番地土族平民

年 号 月 日 売渡人 姓 名 印

何県何国何郡何町村何番地土族平民

買受人 姓 名 印

株式会社草野銀行御中

株式譲与名換証書

株式会社草野銀行株式ノ内第何号（又ハ第何号ヨリ第何号迄）幾株ノ株式今回（長男又ハ
弟）何某へ無代価譲与候処確實也然ル上ハ向後譲受人ニ於テハ之ヲ所持シ何某（譲渡人ノ
姓名）所持中同様御行定款規約等遵守スヘシ仍テ証書如件

何県何国何郡何町村何番地土族平民

年 月 日 譲渡人 姓 名 印

何県何国何郡何町村何番地土族平民

(2) 表紙中央に表題があり、その右肩に「明治廿六年七月決定」と筆にて記入。

譲受人 姓名 印

何県何国何郡何町村何番地土族平民

証人親族 姓名 印

右 同 姓名 印

株式会社草野銀行御中

第四条 定款第十三条ニ掲載アル株式ノ新規下ケ渡シヲ請フ時ハ左ノ書面ヲ正副ニ通差出スヘシ

株式毀損（又ハ燒亡紛失等）ニ付新規下渡願

株式会社草野銀行株式ノ内第何号（又ハ第何号ヨリ第何号迄）幾株ノ株式本年何月何日火災ニ罹リ燒亡（毀損流失紛失等理由斯ニ明記ス）致候ニ付更ニ新規株式御下渡相成度若後日発覚候節ハ旧株式ハ直ニ返納致スヘシ規定ノ手数料且広告料ハ御指揮ニヨリ辨償可申候為後日証人連署ヲ以テ此段奉願候也

何県何国何郡何町村何番地土族平民

年 月 日 株主 姓名 印

何県何国何郡何町村何番地土族平民

証人 姓名 印

証人 姓名 印

株式会社草野銀行御中

第五条 前条ノ如ク願出タルトキハ当銀行ノ名称ヲ以テ左ノ通指令ヲ為スコシ書面願之趣聞届新規株式下渡候事

但後日旧株式発覚候節ハ無効ニ属シ候ニ付直ニ返納スヘシ

年 月 日 株式会社草野銀行印

第六条 本行株主ノ内死亡スルモノアリテ右株式ヲ譲受ク可キモノハ本行へ左ノ願書ヲ出スヘシ最モ死亡後三ヶ月間ニ該手續ヲナスヘシ

株式名換願

私実父（又ハ養父又兄弟）何某儀本年何月何日死亡候ニ付株式会社草野銀行株式ノ内（第何号又ハ第何号ヨリ第何号迄）幾株ノ株式譲受候ニ付私名前ニ御改被成下度最モ何某（死亡人ノ姓名）所持ノ同様御行定款規約等遵守可致仍テ証人親族連署ヲ以テ此段奉願候也

何県何国何郡何町村何番地土族平民

何某跡相続人又ハ譲受人

年 号 月 日 姓 名 印

何 県 何 国 何 郡 何 町 村 何 番 地 土 族 平 民

証 人 親 族 姓 名 印

同 姓 名 印

同 姓 名 印

株式会社草野銀行御中

第七条 本行ノ取締役ハ第三条乃至六条ニ依リ株主ノ交替アル毎ニ直ニ株主名簿ヲ更正及
ヒ其理由ヲ明記シ置キ毎半期通常総会ノ節ニ報告スヘシ

第八条 定款第四十二条ニ依リ総会ニ代人ヲ出ストキハ左ノ委任状ヲ差出スヘシ



委 任 状

拙者儀何ノ某ヲ以テ部理代人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事
株式会社草野銀行通常会（又ハ臨時）総会ニ出席発言投票（又ハ株式利子受取）ノ事
右委任状仍テ如件

株式会社草野銀行株主郡町村名番地

年 号 月 日 姓 名 印

第九条 定款第一条第廿八条第廿九条第三十条ノ業務取扱ノ項目左之通概規ス

第壹 為換及ヒ荷為換割引為替事業並ニ諸預リ及貸金歩入手形小切手且当座利付預リ約
定等營業ノ景況ニヨリ取組先ノ良否ヲ定メ実施スルコト

第二 營業ノ都合ニヨリ借入金ヲ為スコト

第三 貸金ノ抵当トスヘキモノハ公債証書耕地及ヒ確カナル諸会社ノ株式ニ限ルヘシ
但抵当ノ価格利子額ハ時下世上ノ振合ニヨリ時々ノ定限ヲ定ムル事

第四 宅地山林建物等ハ不得止増抵当ヲ要スヘキ時之レヲ抵当トスルコトヲ得
但シ場合ニ依リ役員協議ノ上貸借定約アルベシ

第五 第三項ノ外左ノ物品ヲ抵当トナスコトアルヘシ

一 米 大豆 小豆 菜種 綿 糸 生白蠟 榧実 染藍

其他腐敗ノ恐レナキモノ但此場名ニ於テハ六ヶ月以内ノ期トシ若シ其物品置場ノ
都合ニヨリ身許慥ナル者へ預ケ置キ預リ証ヲ受取ヘシ

第六 預リ金ノ利息ヲ定ムルコト

第十条 取締役ハ本行營業上ノ得失ニ注意シ業務担当者及使用人ヲ監督指揮スル者トス

第十一条 業務担当者ハ役員ノ指揮ヲ受ケ業務ニ注意シ諸計算及顧問届^マ回^マ議日誌報告其他一切ノ記録編輯ノ事ヲ掌リ金銀出納貸附為換勘定等ノ類ハ日々計算ヲ遂ケ現場ノ景況ヲ取締役へ具申シ其帳簿ニ捺印ヲ乞ヒ大切ニ之レヲ監守スヘシ

第十二条 業務使用人ハ正直公平ヲ旨トシ役員及業務担当者ノ指揮ヲ受ケ營業上ニ注意シ勉勵尽カスヘシ

第十三条 本行役員業務担当者及ヒ使用人タルモノハ当銀行所有ノ金銀及証書預り品等ヲ私用ス可カラス

第十四条 業務担当者ハ身許堅固ナル証トシテ当銀行株式拾株ヲ取締役ニ預ケ入レ尙慥ナル身許引受人ヨリ保証状ヲ差出サシム若シ職務上私曲ヨリ過失ヲ生シタル節ハ本人ヨリ相当ノ過意金ヲ出サシム本人出金スル能ハサルトキハ身許保証人ヨリ直ニ辨償セシムルモノトス

但業務使用人ハ慥ナル身許引受人ヨリ保証状ヲ差出サシムルモノトス

第十五条 取締役ノ等級ハ總會ニ於テ撰定シ第十六条ニヨリ月俸及ヒ日當ヲ給ス

第十六条 本行役員及業務担当者使用人ノ等級年月俸旅費日當概目左之如シ

役員日當			役員月俸								役員日當					
壹	貳	三	壹	貳	三	四	五	六	七	八	九	十				
社長	副社長	取締役	全	全	全	全	全	全	全	全	監査役	全				
五拾錢	五拾錢	二拾錢	九円	八円五拾錢	八円	七円五拾錢	七円	六円五拾錢	六円	五円	三拾錢	二拾錢				
業務担当者月俸											使用人月俸		使用人日當			
壹	貳	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	等外壹等	等外貳等	等外參等	等外肆等	等外伍等	
業務担当者	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	使用人	全	使用人	全		
八円	七円五拾錢	七円	六円五拾錢	六円	五円五拾錢	五円	四円五拾錢	四円	三円五拾錢	三円	三円	二円五拾錢	拾五錢	拾五錢	拾貳錢	

役員旅費日当		業務担当者旅費日当		使用人日当
旅費巻里ニ付	金拾銭	全上	金拾銭	
汽車巻哩ニ付	実費	全上	実費	実費
滞船賃巻海里ニ付	実費	全上	金全上	実費
滞在日当一泊ニ付	金五拾銭	全上	金五拾銭	四拾銭

但業務使用人ハ日当ヲ以テ雇入ルコトアルヘシ

第十七条 月俸支給日ハ毎月末日トシ年給及慰勞報酬金ハ毎後半季通常会後トス

第十八条 取締役業務担当者及ヒ使用人ハ病氣又ハ事故ニテ出勤シ難キトキハ出勤時間迄ニ書面ヲ以テ其理由ヲ社長取締役ニ報スヘシ若シ病氣七日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ更ニ其由ヲ申立ツヘシ六十日以上欠勤スル者ハ役員協議ノ上情況ニヨリ退任セシムルカ又ハ其給料ヲ減少スルコトアルヘシ

第十九条 前条之外事故アリテ欠勤スルトキハ左之區別ヲ以テ支給ス該月出勤十日以内ハ月俸ノ日割ヲ以テ給シ十日以上十五日以内ハ月俸ノ半額十五日以上ハ全額ヲ給ス

第二十条 役員及ヒ業務担当者使用人退任シタルトキハ慰勞スルコトアルベシ

第二十一条 貸出等ニテ役員業務担当者及ヒ使用人他ニ出張シ先方ヨリ旅費滞日当ヲ収入スルトキハ第十七条規定ノ旅費日当額トシ之レヲ本行ニ備置キ本行ノ交際費ニ充ツルヘシ

第二十二条 当銀行貸借証書及物品預ケ証書ノ文意ハ役員合議ノ上之レヲ定ム

第二十三条 本行員ハ毎朝出勤ノ節専務取締役ノ面前ニアル勤惰簿ニ検印ヲ捺スヘシ最モ毎季勤惰表ヲ製シ各株主ヘ報告スル為メ通常会議場ニ掲示スヘシ

第二十四条 本行員及監査役ハ平素音信贈答ニ注意シ就中賄賂ノ類ハ一切之レヲ受ルコトヲ禁ス

第二十五条 本行内ニ於テハ仮令如何ナル事故有ルモ飲酒遊興ニ類スル所為有ヘカラス通常ノ辨当茶菓煙草ノ外一切嚴禁タルヘシ

第二十六条 本行株主ハ各自印鑑ヲ差出スヘシ印形毀損又ハ紛失ナシタルトキハ改印ノ理由ヲ記シ更ニ印鑑ヲ差出スヘシ

第二十七条 当銀行役員業務担当者及ヒ使用人勤惰ハ当行ノ盛衰ニ関スルモノナレハ苟モ行員タル者ハ当銀行ノ進退損益ヲ共ニスヘキ忠誠堅固ナルコトヲ要スヘキ為メ純益金千分ノ五ノ賞与配当ヲ為スヘシ其算出ハ円位ニ止ム

但純益金ノ都合ニヨリ總會ノ議決ヲ以テ増減スルコトアルヘシ

第廿八条 純益金配当金年二割以上ノ割合ニ至ルトキハ株主協議ノ上発起人へ相当報酬ノ処分ヲ為スヘシ

第廿九条 本行近傍ニ於テ火災其他非常ノコト有ルトキハ本行役員業務担当人及使用人ハ勿論各株主ハ速ニ駆付諸帳簿書類又ハ要品等ヲ保護スヘシ最モ危急ノ節第一ニ持退ク可キ緊要ノ品タニハ予メ其順序ヲ定メ置キ宿直者ハ其処分ヲナシ戸締防火等嚴重ニ手配スヘシ

右規約ノ条件堅ク遵守ス可シ施行ノ便否ニヨリ株主一同協議ノ上更正加除スルコト

4. 『株式会社草野銀行定款』(明治二十六年十一月十七日認可⁽³⁾)

株式会社草野銀行定款

第壹章 総則

第壹条 当会社ハ明治廿三年法律第七拾貳号銀行条例ニ準拠シ証券割引為替事業並ニ諸預リ及貸金歩入両替等ノ事業ヲ以テ営業ノ本務トス

第貳条 当会社ハ株式会社草野銀行ト称ス

第三條 当会社ハ福岡県筑後国山本郡草野村大字草野三百四拾番地ニ設置ス

第四條 当会社ノ資本総額ハ金五万円トス

但シ株主總會ノ決議ニヨリ資本金ノ増減ヲナスコトヲ得

第五條 当会社ハ有限責任ニシテ各株主ノ負担スヘキ義務ハ其株金高ニ止マルモノトス

第六條 当会社営業ノ事務ハ定款並ニ株主總會ノ決議ニヨリ之ヲ正副社長取締役ニ委任ス

第七條 当会社ノ営業期限ハ継続ノ日ヨリ滿拾ケ年間トス

但滿期ニ至リ株主總會ノ協議ヲ以テ更ニ継続スル事アル可シ

第八條 此定款並ニ總會ニ於テ定メサル必要ノ細則ハ隨時正副社長取締役ニ於テ商法及ヒ此定款ノ範圍内ニテ便宜指定スルコトヲ得

第貳章 株式及株券

第九條 当会社ノ株式ハ一株ヲ金貳拾円トシ総株数貳千五百株トス

第十條 株式券状ハ一株毎ニ一通ヲ作り商法ノ規定ニ依リ之ヲ発行ス

其様式左ノ如シ

(3) 表紙中央に表題があり、その右肩に「明治二十六年十一月十七日認可」とあり、更に右端に「明治二十六年七月商法改正ニヨリ定款改正ス」と、いずれも筆にて記入。

番 号			
印紙 [㊞]	株 式 会 社 草 野 銀 行 株 券		
一金式拾円也		持主	何ノ誰
右者福岡県筑後国山本郡草野村三百四拾番地ニ創立スル株式会社草野銀行ノ定款ヲ遵守シ当銀行株式ノ内壹株ノ持主タルコト相違ナキ証拠トシテ此株式券状ニ当銀行ノ印章ヲ押捺シ之ヲ授与スルモノ也 此株式券状ヲ売買譲受渡シセント欲セハ当銀行ニ持参スヘシ当銀行ニ於テハ相当ノ検査ヲ遂ケ此券状裏面野割内ニ正副社長記名調印シ之ヲ還付スヘシ			
株式会社草野銀行			
社 長			
年 月 日	氏 名 印		
	副社長		
	氏 名 印		
	取締役		
	氏 名 印		

裏 面

年 月 日	売渡人記名調印	買渡人記名調印	社長記名調印	副社長記名調印

第十一条 当会社ノ株式ヲ売買譲与セント欲スル者ハ会社ニ於テ定ムル所ノ書式ニヨリ譲受人連署ノ書面ヲ差出スヘシ会社ハ相当ノ手續ヲナシタル上其株券ノ裏面ニ正副社長記名捺印シ社印ヲ以テ株主名簿ニ割印シ其株券ヲ譲受人ニ交付スヘシ

第十二条 株式ノ売買譲与ニ関スル手續ハ總會ノ前後三十日間之レヲ停止ス

第十三条 株主ニ於テ株券ヲ毀損汚穢又ハ紛失焼失シタル時ハ其姓名番号及其事實ヲ書面ニ記シ新株券ヲ請求スル事ヲ得紛失焼失ノ場合ニ於テハ其株券ノ無効ニ帰シタル旨ヲ県下ニ於テ発行スル二種以上ノ新聞紙ヲ以テ一週間以上広告シ然ル後更ニ其株券ヲ附与スルモノトス

但シ更正手数料ハ壹株ニ付金式錢書換ノ手数料ハ金拾錢トシテ広告料ハ実費ヲ以テ当

会社ニ収入スヘシ

第三章 株主及其権限

第十四条 外国人ノ外何人タリトモ当会社ノ定款並ニ決議ヲ遵守シ株券ヲ所有スルモノハ株主タル事ヲ得

第十五条 当会社ハ株主名簿ヲ備置キ左ノ要件ヲ記入スヘシ

- (一) 各株主ノ氏名住所
- (二) 各株主所有株式ノ数及株券ノ番号
- (三) 各株式ニ付拂込タル金額
- (四) 各株式ノ取得及譲渡ノ年月日

第十六条 当会社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但債務ノ辨償ノ為メ若クハ其他ノ事由ニヨリテ会社ニ交付セラレ若クハ移属シタル株券ハ三ヶ月内ニ於テ公ニ之ヲ売り其代金ヲ会社ニ収ムヘシ

第十七条 組合ノ名義ヲ以テ当会社ノ株式ヲ所有セント欲スル者ハ組合人ニ於テ名前ノ人ヲ定メ総テ株式ニ対スル権限及責任ヲ担当セシムヘシ

第十八条 株主ハ會議ニ於テ其所有株数十株迄ハ每一株一個ノ投票権ヲ有シ十一株以上百株迄ハ每五株ニ一票ヲ増加シ百一株以上ハ拾株毎一個ヲ増加スヘシ

第十九条 当会社ノ株主ハ營業ニ妨ケナキ限りハ何時ニテモ会社ノ諸帳簿ヲ檢閲シ又ハ營業事務ヲ調査シ其所見ヲ陳述スルコトヲ得ヘシ但シ帳簿ハ会社外ニ携帯スルコトヲ得ス

第廿条 株主ハ何等ノ事故アルモ当会社解散前ニ於テハ株金及其持分ノ取戻ヲ請求スル事ヲ得ス

第廿一条 株主ハ転住又ハ姓名及印鑑ヲ更改シタル時ハ直ニ書面ヲ以テ届出ツヘシ

第廿二条 当会社ノ營業場ヨリ武里以外ノ地ニ住居スル株主ハ總會ニ就テ代理人トシテ武里以内ニ住居スル其父兄若クハ丁年以上ノ子弟又ハ株主ノ内ヘ委任シ豫テ連署シタル書面ヲ以テ届置クヘシ

第廿三条 前二条ノ手續ヲ尽サ、ル為メ受ケタル不利益ノ結果ニ付テハ之ヲ尽サ、ル株主ニ於テ後日異議故障ヲ述フルノ権利ナシ

第四章 役員

第廿四条 当会社ニ左ノ役員ヲ置ク

社 長 壹 名
副 社 長 壹 名

取締役 式名

監査役 五名

業務担当人 六名以内

第廿五条 正副社長取締役ハ五拾株以上ヲ有スル満式拾五年以上ノ株主ヨリ総会ニ於テ撰
任ス

正副社長取締役ノ在任中ハ其所有株券ノ融通ヲ禁スル為メ五十株ヲ封印ノ上之ヲ会社ニ
預ケ置ヘシ

監査役ハ満式拾五年以上ノ株主ヨリ総会ニ於テ撰任ス

第廿六条 正副社長取締役監査役ノ第壹回ノ投票若シ第四十六条ノ定数ニ満タサル時ハ最
多数ヲ得タル者ヨリ撰挙スベキ人員ノ倍数ヲ取り之ニ就テ更ニ投票ス此再投票ニ於テ猶
定数ニ満ツル者ナキ時ハ最多数ヲ得タルモノヲ以テ当撰者トシ式名以上全数ナルトキハ
年長者ヲ以テ当撰トス

第廿七条 正副社長取締役及監査役ノ任期ハ満式ケ年トス若シ欠員ヲ生シ補欠セル場合ハ
前任者ノ任期ヲ超過スルコトヲ得ス

但此壹期ハ明治廿六年七月一日ヨリ廿八年六月三十日迄トス

第廿八条 正副社長取締役及監査役ハ其在職期日ヲ経過スルト雖モ新正副社長取締役及新
監査役ノ就任スル迄ハ其職務ヲ継続スルモノトス

第廿九条 正副社長取締役ハ会社ノ常務ヲ処理シ及会計ヲ整理ス

取締役ハ合議ノ上同役中ヨリ社長副社長ノ二名ヲ撰任スヘシ

第三十条 社長副社長ハ会社ノ首長トナリ会社一般ノ業務ヲ総理スル責ニ任ス

第三十一条 正副社長取締役ハ定款並ニ総会決議ノ範囲内ニ於テ業務担当人ノ職務責任及
身元保証ノ額ヲ定ムルコトヲ得

第三十二条 正副社長及取締役ハ事業処辨ニ付互ニ相代理スルコトヲ得ヘシト雖トモ業務
ノ施行ニ関スル重要ノ事件ハ共同ニアラサレハ執行スルヲ得サルモノトス

第三十三条 監査役ハ左ノ職分ヲ行フ責ニ任ス

第一正副社長取締役及業務担当人ノ業務施行カ法律命令定款及総会ノ決議ニ適合スルヤ
否ヤヲ監視スル事

第二計算書財産目録貸借対照表事業報告書利息又ハ配当金ノ分配案ノ事ニ関シ株主総会
ニ報告ヲナスコト

第三会社ノ為メニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ総会ヲ招集スル事

第三十四条 監査役ハ前条ノ職務ヲ行フ為メ何時ニテモ会社ノ業務ノ実況ヲ尋問シ会社ノ帳簿及其他ノ書類ヲ展閲シ会社ノ金庫及其全財産現況ヲ検査スルコトヲ得

第三十五条 正副社長及取締役ハ常業トシテ当会社ノ営業部類ニ属スル取引ヲナシ又ハ之ニ関与スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ業務担当人ニモ亦之ヲ適用ス

第三十六条 正副社長及取締役ニ於テ善意ヲ以テ正当ニ取扱タル事件ヨリ生ジタル損失ハ之ヲ辨償スルノ責ニ任セサルヘシ

第三十七条 監査役ハ第三十四条ニ掲ケタル責務ヲ欠キタルニヨリ生ジタル損害ニ付会社ニ対シテ自己ニ其責任ヲ負フ

第三拾八条 正副社長取締役監査役業務担当人ノ月俸報酬日当旅費ハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

但シ業務担当人ノ月俸ハ總會ニ於テ総額ノミヲ議定シ支給方法ハ正副社長及取締役之ヲ執行ス

第三十九条 正副社長及取締役又ハ監査役ハ何時ニテモ總會ノ決議ニヨリ之ヲ解任スルコトヲ得

第五章 株主總會

第四十条 株主總會ハ株主ノ全体ヲ表スルモノトシ條例規則又ハ此定款ニヨリ總會ニ於テ決議シタル事件ハ欠席者又ハ異議者ト雖トモ服従スヘキモノトス

第四十一条 株主總會ヲ分チ通常總會臨時總會ノ二種トス

毎年一月七月定期ニ開会スルモノ之ヲ通常總會トシ臨時緊急ノ事項ヲ議スル為メ商法及此定款ノ規定ニ遵ヒ特ニ株主ヲ招集スルモノ之ヲ臨時總會ト為ス

第四十二条 凡テ總會ニ於テハ開会三日前ニ其場所日時及ヒ其事項ヲ記載シタル通知書ヲ発スヘシ

通知書ハ当会社ノ株主名簿ニ記入シアル株主ノ住所ヘ宛発送スヘシ但其發送方ハ郵便ヲ用イルトモ又ハ其他ノ方法ニヨルトモ招集者ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシ

第四十三条 凡テ總會ニ於テハ株主本人自ラ出席シ又ハ其父子兄弟若クハ他ノ株主ニ代理ヲ付托スルコトヲ得ヘシ

株主中婦女並癡癩白痴及丁年未滿ノ男子ハ其後見人ヲ以テ代理セシムルコトヲ得ル前二項ニ定タル代理人ハ実印ヲ捺シタル委任状其他ノ書類ヲ持參スルモノトス

第四十四条 出席株主ハ当日発会前ニ於テ出席名簿ニ署名捺印スヘシ

第四十五条 総会ニ於テハ総株金ノ三分ノ一以上ヲ有スル株主出席シ其議決権ノ半数以上ニアラサレハ何事ヲモ議決スルコトヲ得ス

第四十六条 凡テ総会ニ於テ指定ノ刻限ヨリ二時間ヲ過キテ其定式ノ人員出席セサル時ハ株主ニ於テ招集シタル総会ハ解散シ其他ノ総会ハ招集者ニ於テ更ニ場所日時ヲ定メテ延会スヘシ

第四十七条 通常総会ニ於テハ指定ノ刻限ヨリ二時間ヲ過キテ出席セサルトキハ招集者ニ於テ更ニ場所日時ヲ定メ延会スヘシ

第四十八条 臨時総会ニ於テ為スヘキ概目左ノ如シ

第一 資本金増減ノ事

第二 任意ノ解散又ハ營業年期ニ関スル事

第三 定款変更改正ノ事

第四 支店設置又ハ⁽⁴⁾廃止等ニ関スル事

第五 正副社長取締役監査役ノ臨時擢挙ニ関スル事

第六 右ノ外当会社ノ興廢ニ関スル重要ナル事

第四十九条 正副社長及取締役又ハ監査役ハ必用ノ事件アル毎ニ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第五十条 五百株以上ノ株主ヨリ臨時請求アルニ於テハ何時ニテモ総会ノ招集セサルコトヲ得サルヘシ株主ニ於テ臨時總會ノ招集ヲ請求セント欲スルトキハ其議事ノ目的ヲ明記シ定数ノ株主連署捺印シテ会社ニ差出ス可シ

第五十一条 正副社長取締役ニ於テ右ノ請求書ヲ受取りシ時ハ直ニ総会ノ招集ニ取掛ルヘシ

第五十二条 會議ノ正副議長ハ正副社長之ニ任ス正副社長ノ出席ナキトキハ他ノ取締役之ニ任スヘシ

第五十三条 総会ニ於テ議決シタル書類ハ正副社長取締役監査役署名捺印シ保存スルモノトス

第五十四条 総会ニ於テ発言投票ノ数相半スルトキハ議長ノ助説決票ヲ以テ之ヲ可決スヘシ

第六章 計 算

第五十五条 当会社ノ計算ハ毎年兩度（前半期自一月至六月）（後半期自七月至十二月）

(4) 「廃止」の誤りであろう。

ニ分チテ之ヲ為シ一切ノ経費損失補填ノ金額及準備金ヲ引去リ其残余ノ純益金ヲ以テ株数ニ応シ平等ニ之ヲ分配ス

第五十六条 準備金ハ毎年度純益金ノ二十分ノ一以上トス

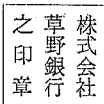
第五十七条 計算書財産目録貸借対照表事業報告書及配当金ノ分配案ハ通常総会ノ認定ヲ受クヘシ

第五十八条 総会ノ認定ヲ経タル財産目録及貸借対照表ハ其略表ヲ製シ県下ニ於ケル二種以上ノ新聞紙ニ少クトモ三日公告スヘシ

但シ公告ニハ正副社長取締役監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

第七章 印章

第五十九条 当会社ハ一個ノ印章ヲ有ス其様式左ノ如シ



第六十条 当会社ヨリ官庁ニ対スル諸願届書等ハ当会社ノ社名ヲ用ヒ社印ヲ押捺シ重要ノ書類ニハ正副社長取締役ノ実印ヲ加フ其他官私ニ対スル証書約定書等モ総テ之レニ全シ

第八章 解散

第六十一条 当会社ハ営業年限満テ之ヲ継続セサルトキハ勿論假令営業年限中ト雖トモ總會ノ決議ヲ以テ任意解散ヲナスコトヲ得

第六十二条 解散ノ場合ニ於テハ總會ノ決議ヲ取ル但裁判所ノ命令ニ依リテ解散スル場合ハ此限りニアラス愈解散ニ決シタルトキハ其決議ニ於テ三人以上ノ清算人ヲ撰定ス

第六十三条 清算人ノ職分ニ付テハ商法第三百十条及第三百十一条ノ規定ニ拠ル

第九章 定款ノ更正加除

第六十四条 此定款ノ個条ヲ更正加除セントスルトキハ其旨趣及草案ヲ總會ニ提出シ其決議ノ上官庁へ届出テ認可ヲ得テ之ヲ実行スルモノトス

5. 『株式会社草野銀行定款』(明治三十一年七月九日改正)⁽⁵⁾

株式会社草野銀行定款

第壹章 総則

(5) 表題右肩に「明治三十一年七月九日改正」と筆にて記入。更に、その下に「七月十八日登記」と記入して筆で抹消。

第壹条 当会社ハ明治廿三年法律第七拾貳号銀行条例ニ準拠シ証券割引為替事業並ニ諸預
リ及貸金歩入両替等ノ事業ヲ以テ営業ノ本務トス

第貳条 当会社ハ株式会社草野銀行ト称ス

第三条 当会社ハ福岡県筑後国三井郡草野町大字草野三百四拾番地ニ設置ス

第四条 当会社ノ資本総額ハ金拾八万円トス

但シ株主總會ノ決議ニヨリ資本金ノ増減ヲナスコトヲ得

第五条 当会社ハ有限責任ニシテ各株主ノ負担スヘキ義務ハ其株金高ニ止マルモノトス

第六条 当会社営業ノ事務ハ定款並ニ株主總會ノ決議ニヨリ之ヲ正副頭取取締役ニ委任ス

第七条 当会社ノ営業期限ハ継続ノ日ヨリ滿拾ケ年間トス

但滿期ニ至リ株主總會ノ協議ヲ以テ更ニ継続スル事アル可シ

第八条 此定款並ニ總會ニ於テ定メサル必要ノ細則ハ隨時正副頭取取締役ニ於テ商法及ヒ
此定款ノ範圍内ニテ便宜指定スルコトヲ得

第二章 株式及株券

第九条 当会社ノ株式ハ一株ヲ金五拾円トシ総株數三千六百株トス

第拾条 株金拂込ノ割合左ノ如シ

第一回拂込

金貳万円

右ハ従来ノ三千五百株ハ壹株ニ付五円宛今回更ニ増株シタル壹百株ノ分ハ壹株ニ
付貳拾五円ヲ増資ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ頭取ノ通知ニヨリ拂込ム
モノトス

第二回拂込

二回以後ハ株主總會ノ決議ニヨリ其必要ノ都度拂込ヘキモノトス

第十一条 株式券状ハ一株毎ニ一通ヲ作り商法ノ規定ニ依リ之ヲ発行ス

但假株券及本株券雛形ハ左ノ如シ

番 号	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印 紙 錢 [㊞] </div>	株式会社草野銀行株券 一金五拾円也 持主 何ノ誰殿
	右記名者株式会社草野銀行ノ定款ヲ遵守シ当銀行株式ノ内金五拾円即チ

壹株ノ持主タルコト相違ナキ証拠トシテ此株券ニ当銀行ノ印章ヲ押捺シ
之ヲ授与スルモノ也

此株券ヲ売買譲与セント欲セハ当銀行ニ持参スヘシ当銀行ニ於テハ相当
ノ検査ヲ遂ケ此株券裏面ヘ正副頭取記名調印シ之ヲ還付スヘシ

株式会社草野銀行

年 月 日 頭 取 氏 名 印

銀社株
行章式
印野会

副頭取 氏 名 印

裏 面

年 月 日	売 渡人記名調印	買 受入記名調印	頭取記名調印	副頭取記名調印

株式会社草野銀行假株券

番 号

① 印 壹 紙 錢

一金五拾円也 持主 何ノ誰殿

内

拂込	金 額	年月日	領収印	拂込	金 額	年月日	領収印
一回				六回			
二回				七回			
三回				八回			
四回				九回			
五回				十回			

明治廿三年法律第七十二号銀行条例ヲ遵奉シ且当銀行ノ定款ヲ確守シ資
本金ノ内金五拾円即チ壹株ノ持主タルコト相違ナキ証拠トシテ此假株券
ヲ附与ス追テ全額入金ノ上本株券ハ此假株券ト引換ヘ付与スヘシ
但シ此假株券ヲ売買譲与セント欲セハ当銀行ヘ持参シ裏面ヘ正副頭取
ノ署名捺印ヲ受クヘシ

株式会社草野銀行

年 月 日	頭 取 氏 名 印
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 銀社株 行草式 印野会 </div>	副頭取 氏 名 印

裏 面

年 月 日	売 譲 渡人記名調印	買 譲 受人記名調印	頭取記名調印	副頭取記名調印

第十二条 当会社ノ株式ヲ売買譲与セント欲スル者ハ会社ニ於テ定ムル所ノ書式ニヨリ
 (売渡入買受人)
(譲渡人譲受人) 連署ノ書面ヲ差出スヘシ会社ハ相当ノ手續ヲナシタル上其株券ノ裏面ニ
 正副頭取記名捺印シ社印ヲ以テ株主名簿ニ割印シ其株券ヲ (買受人)
(譲受人) ニ交付スヘシ

但株券一通ニツキ金三銭ノ手数料ヲ徴収スルモノトス

第十三条 株式ノ売買譲与ニ関スル手續ハ総会ノ前後三十日間之ヲ停止ス

第十四条 株主ニ於テ株券ヲ毀損汚穢又ハ紛失焼失シタル時ハ其姓名番号及其事実ヲ書面
 ニ記シ新株券ヲ請求スル事ヲ得紛失焼失ノ場合ニ於テハ其株券ノ無効ニ帰シタル旨ヲ県
 下ニ於テ発行スル二種以上ノ新聞紙ヲ以テ三日間以上広告シ三ヶ月ヲ経テ発見セサルト
 キハ新株券ヲ附与スルモノトス

但前項ノ場合ニ於テハ株券調製費一枚ニ付金貳拾銭並其他是ニ関スル費用ハ請求者ヨ
 リ徴収スルモノトス

第三章 株主及其権限

第十五条 外国人ノ外何人タリトモ当会社ノ定款並ニ決議ヲ遵守シ株券ヲ所有スルモノハ
 株主タル事ヲ得

第十六条 当会社ハ株主名簿ヲ備置キ左ノ要件ヲ記入スヘシ

- (一) 各株主ノ氏名住所
- (二) 各株主所有株式ノ数及株券ノ番号
- (三) 各株式ニ付拂込タル金額
- (四) 各株式ノ取得及売買譲与ノ年月日

第十七条 当会社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但債務ノ辨償ノ為メ
 若クハ其他ノ事由ニヨリテ会社ニ交付セラレ若クハ移属シタル株券ハ三ヶ月内ニ於テ公

ニ之ヲ売り其代金ヲ会社ニ収ムヘシ

第十八条 組合ノ名義ヲ以テ当会社ノ株式ヲ所有セント欲スル者ハ組合人ニ於テ名前人ヲ定メ総テ株式ニ対スル権限及責任ヲ担当セシムヘシ

第十九条 株主ハ会議ニ於テ其所有株数十株迄ハ每一株一個ノ投票権ヲ有シ十一株以上百株迄ハ毎五株ニ一票ヲ増加シ百一株以上ハ拾株毎ニ一個ヲ増加スヘシ

第廿条 当会社ノ株主ハ営業ニ妨ケナキ限りハ何時ニテモ会社ノ諸帳簿ヲ検閲シ又ハ営業事務ヲ調査シ其所見ヲ陳述スルコトヲ得ヘシ但シ帳簿ハ会社外ニ携帯スルコトヲ得ス

第廿一条 株主ハ何等ノ事故アルモ当会社解散前ニ於テハ株金及其持分ノ取戻ヲ請求スル事ヲ得ス

第廿二条 株主ハ転住又ハ姓名及印鑑ヲ更改シタル時ハ直ニ書面ヲ以テ届出ツヘシ

第廿三条 当会社ノ営業場ヨリ二里以外ノ地ニ住居スル株主ハ總會ニ就テ代理人トシテ式里以内ニ住居スル其父兄若クハ丁年以上ノ子弟又ハ株主ノ内ニ委任シ豫テ連署シタル書面ヲ以テ届置クヘシ

第廿四条 前二条ノ手續ヲ盡サル為メ受ケタル不利益ノ結果ニ付テハ之ヲ盡サル株主ニ於テ後日異議故障ヲ述フルノ権利ナシ

第四章 役員

第廿五条 当会社ニ左ノ役員ヲ置ク

頭 取	壹 名
副 頭 取	壹 名
取 締 役	貳 名
監 査 役	五 名
業務担当人	六名以内

第廿六条 正副頭取取締役監査役ハ五拾株以上ヲ有スル満貳拾五年以上ノ株主ヨリ總會ニ於テ撰任ス

正副頭取取締役ノ在任中ハ其所有株券ノ融通ヲ禁スル為メ五十株ヲ封印ノ上之ヲ会社ニ預ケ置ヘシ

第廿七条 正副頭取取締役監査役ノ第壹回ノ投票若シ第四拾六条ノ定数ニ満タサル時ハ最多數ヲ得タル者ヨリ撰挙スヘキ人員ノ倍數ヲ取り之ニ就テ更ニ投票ス此再投票ニ於テ猶定数ニ満ツル者ナキ時ハ最多數ヲ得タルモノヲ以テ当撰者トシ貳名以上全數ナルトキハ年長者ヲ以テ当撰トス

第廿八条 正副頭取取締役及監査役ノ任期ハ満武ケ年トス若シ欠員ヲ生シ補欠セル場合ハ前任者ノ任期ヲ超過スルコトヲ得ス

但此壹期ハ明治廿六年七月一日ヨリ廿八年六月卅日迄トス

第廿九条 正副頭取取締役及監査役ハ其在職期日ヲ経過スルト雖モ新正副頭取取締役及新監査役ノ就任スル迄ハ其職務ヲ継続スルモノトス

第三十条 正副頭取取締役ハ会社ノ常務ヲ処理シ及会計ヲ整理ス

取締役ハ合議ノ上同役中ヨリ頭取副頭取ノ二名ヲ撰任スヘシ

第三十一条 頭取副頭取ハ会社ノ首長トナリ会社一般ノ業務ヲ総理スル責ニ任ス

第三十二条 正副頭取取締役ハ定款並ニ總會決議ノ範囲内ニ於テ業務担当人ノ職務責任及身元保証ノ額ヲ定ムルコトヲ得

第三十三条 正副頭取及取締役ハ事業処辨ニ付互ニ相代理スルコトヲ得ヘシト雖トモ業務ノ施行ニ関スル重要ノ事件ハ共同ニアラサレハ決行スルヲ得サルモノトス

第三十四条 監査役ハ左ノ職分ヲ行フ責ニ任ス

第一正副頭取取締役及業務担当人ノ業務施行カ法律命令定款及總會ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視スルコト

第二計算書財産目録貸借対照表事業報告書利息又ハ配当金ノ分配案ノ事ニ関シ株主總會ニ報告ヲナスコト

第三会社ノ為メニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ總會ヲ招集スル事

第三十五条 監査役ハ前条ノ職務ヲ行フ為メ何時ニテモ会社ノ業務ノ実況ヲ尋問シ会社ノ帳簿及其他ノ書類ヲ展開シ会社ノ金庫及其全財産現況ヲ検査スルコトヲ得

第三十六条 正副頭取及取締役ハ常業トシテ当会社ノ営業部類ニ属スル取引ヲナシ又ハ之ニ関与スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ業務担当人ニモ亦之ヲ適用ス

第三十七条 正副頭取及取締役ニ於テ善意ヲ以テ正当ニ取扱タル事件ヨリ生シタル損失ハ之ヲ辨償スルノ責ニ任セサルヘシ

第三十八条 監査役ハ第三十四条ニ掲ケタル責務ヲ欠キタルニヨリ生シタル損害ニ付会社ニ対シテ自己ニ其責任ヲ負フ

第三十九条 正副頭取取締役監査役業務担当人ノ月俸報酬日当旅費ハ總會ノ決議ニヨリ之

(6) 「……事務……」と印刷したものを朱書により、「業」と訂正。

ヲ定ム

但シ業務担当人ノ月俸ハ總會ニ於テ総額ノミヲ議定シ支給方法ハ正副頭取及取締役之ヲ執行ス

第四十条 正副頭取⁽⁷⁾及取締役又ハ監査役ハ何時ニテモ總會ノ決議ニヨリ之ヲ解任スルコトヲ得

第五章 株主總會

第四十一条 株主總會ハ株主ノ全体ヲ表スルモノトシ条例規則又ハ此定款ニヨリ總會ニ於テ決議シル事件ハ欠席者又ハ異議者ト雖トモ服従スヘキモノトス

第四十二条 株主總會ヲ分チ通常總會臨時總會ノ二種トス

毎年一月七月定期ニ開会スルモノ之ヲ通常總會トシ臨時緊急ノ事項ヲ議スル為メ商法及此定款ノ規定ニ遵ヒ特ニ株主ヲ招集スルモノ之ヲ臨時總會ト為ス

第四十三条 凡テ總會ニ於テハ開会三日前一其場所日時及ヒ其事項ヲ記載シタル通知書ヲ發スヘシ

通知書ハ当会社ノ株主名簿ニ記入シアル株主ノ住所ヘ宛發送スヘシ但其發送方ハ郵便ヲ用イルトモ又ハ其他ノ方法ニヨルトモ招集者ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシ

第四十四条 凡テ總會ニ於テハ本人出席シ能サルトキハ其父子兄弟若クハ他ノ株主ニ代理ヲ付托スルコトヲ得ヘシ

株主中婦女並癡癩白痴及丁年未滿ノ男子ハ其後見人ヲ以テ代理セシムヘシ

前二項ニ定タル代理人ハ実印ヲ捺シタル委任状ヲ持參スルモノトス

第四十五条 出席株主ハ当日發会前ニ於テ出席名簿ニ署名捺印スヘシ

第四十六条 總會ニ於テハ総株金ノ三分ノ一以上ヲ有スル株主出席シ其議決權ノ半数以上ニアラサレハ何事ヲモ議決スルコトヲ得ス

第四十七条 凡テ總會ニ於テ指定ノ刻限ヨリ二時間ヲ過キテ其定式ノ人員出席セサル時ハ株主ニ於テ招集シタル總會ハ解散シ其他ノ總會ハ招集者ニ於テ更ニ場所日時ヲ定メテ延會スヘシ

第四十八条 臨時總會ニ於テ為スヘキ概目左ノ如シ

第一資本金増減ノ事

(7) 「取頭」を「頭取」と筆にて訂正。

(8) 「……シ(タ)ル……」の「タ」欠落カ。

第二任意ノ解散又ハ營業年期ニ関スル事

第三定款変更改正ノ事

第四支店設置又ハ廃止等ニ関スル事

第五正副取頭⁽⁹⁾取締役監査役ノ臨時撰挙ニ関スル事

第六右ノ外当会社ノ興廃ニ関スル重要ナル事

第四十九条 正副取頭⁽¹⁰⁾及取締役又ハ監査役ハ必用ノ事件アル毎ニ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第五十条 五百株以上ノ株主ヨリ臨時總會ノ請求アルニ於テハ何時ニテモ招集セサルコトヲ得ス株主ニ於テ臨時總會ノ招集ヲ請求セント欲スルトキハ其議事ノ目的ヲ明記シ定数ノ株主連署捺印シテ会社ニ差出ス可シ

第五十一条 正副取頭⁽¹¹⁾取締役ニ於テ右ノ請求書ヲ受取りシ時ハ直ニ總會ノ招集ニ取掛ルヘシ

第五十二条 會議ノ議長ハ正副頭取之ニ任ス正副頭取ノ出席ナキトキハ取締役之ニ任スヘシ

第五十三条 總會ニ於テ議決シタル書類ハ正副頭取取締役監査役署名捺印シ保存スルモノトス

第五十四条 總會ニ於テ発言投票ノ数相半スルトキハ議長ノ助説決票ヲ以テ之ヲ可決スヘシ

第六章 計 算

第五十五条 当会社ノ計算ハ毎年兩度（前半期自一月至六月）（後半期自七月至十二月）ニ分チテ之ヲ為シ一切ノ經費損失補填ノ金額及準備金ヲ引去リ其残余ノ純益金ヲ以テ株数ニ応シ平等ニ之ヲ分配ス

第五十六条 準備金ハ毎年度純益金ノ二十分ノ一以上トス

第五十七条 計算書財産目録貸借対照表事業報告書及配当金ノ分配案ハ通常總會ノ認定ヲ受クヘシ

第五十八条 總會ノ認定ヲ経タル財産目録及貸借対照表ハ其略表ヲ製シ県下ニ於テ発行スル新聞紙ニ少クトモ三日公告スヘシ

但シ公告ニハ正副頭取取締役監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

(9), (10), (11) いずれも「頭取」の誤り。

第七章 印章

第五十九条 当会社ハ一個ノ印章ヲ有ス其様式左ノ如シ

銀社株 行草式 印野会

第六十条 当会社ヨリ官庁ニ対スル諸願伺届書等ハ当会社ノ社名ヲ用ヒ社印ヲ押捺シ重要ノ書類ニハ正副頭取取締役ノ役印ヲ加フ其他官私ニ対スル証書約定書等モ総テ之レニ全シ

第八章 解散

第六十一条 当会社ハ営業年限満テ之ヲ継続セサルトキハ勿論假令営業年限中ト雖トモ總會ノ決議ヲ以テ任意解散ヲナスコトヲ得

第六十二条 解散ノ場合ニ於テハ總會ノ決議ヲ取ル但裁判所ノ命令ニ依リテ解散スル場合ハ此限リニアラス愈解散ニ決シタルトキハ其決議ニ於テ三人以上ノ清算人ヲ撰定ス

第六十三条 清算人ノ職分ニ付テハ商法第三百十条及第三百十一条ノ規定ニ拠ル

第九章 定款ノ更正加除

第六十四条 此定款ノ箇條ヲ更正加除セントスルトキハ其旨趣及草案ヲ總會ニ提出シ其決議ノ上官庁へ届出テ認可ヲ得テ之ヲ実行スルモノトス

6. 『株式会社草野銀行定款』(明治三十二年九月改正)⁽¹²⁾

株式会社草野銀行定款

第一章 総則

第壹条 当銀行ハ株式ヲ以テ組織ス

第貳条 当銀行ハ株式会社草野銀行ト称ス

第三條 当銀行ハ福岡県筑後国三井郡草野町大字草野三百四拾番地ニ設置ス

第四條 当銀行ハ法令ノ規定ニ從ヒ銀行事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

第五條 当銀行ノ資本総額ハ金拾八万円トス

第六條 当銀行ハ有限責任ニシテ各株主ノ負担スヘキ義務ハ其株金高ニ止マルモノトス

第七條 当銀行營業ノ事務ハ定款並ニ株主總會ノ決議ニヨリ之ヲ取締役ニ委任ス

第八條 当銀行ノ営業期限ハ明治參拾六年六月三十日トス

但満期ニ至リ株主總會ノ協議ヲ以テ更ニ継続スルコトアルヘシ

(12) 表紙右端に「明治三十二年九月改正」と活字にて判を押してある。

第九条 当銀行ハ法令又ハ定款ニヨリナスヘキ公告ハ県下福岡市ニ於テ発行スルーノ新聞紙ニ掲載スルモノトス

第二章 株式及株券

第拾条 当銀行ノ株式ハ壹株ヲ金五拾円トシ総株数ヲ三千六百株トス

第拾一条 株金拂込総株金拾八万円ノ内九万円即チ半額ハ明治三十一年七月十日迄拂込済次回以後ノ拂込金額及時期ハ株主総会ノ決議ニヨリ其必要ノ都度之ヲ定ム

第十二条 株式券状ハ一株毎ニ一通ヲ作り商法ノ規定ニ依リ之ヲ発行ス其様式左ノ如シ

第 号	株 式 会 社 草 野 銀 行 株 券
印 式 紙 銭	
一 壹 株 金 五 拾 円 也	持 主 何 之 誰 殿
明 治 貳 拾 六 年 拾 貳 月 貳 拾 六 日 登 記 シ タ ル 当 銀 行 ノ 定 款 ヲ 遵 守 シ 資 本 金 拾 八 万 円 ノ 内 五 拾 円 即 チ 壹 株 ノ 持 主 タ ル 証 ト シ テ 之 ヲ 交 附 ス ル モ ノ ナ リ	
年 月 日	株 式 会 社 草 野 銀 行
	頭 取 氏 名 印
銀 社 株 行 草 式 印 野 会	副 頭 取 氏 名 印

裏 面

年 月 日	売 渡 人 記 名 調 印	買 受 人 記 名 調 印	頭 取 記 名 調 印	副 頭 取 記 名 調 印

第十三条 当銀行ノ株式ヲ売買譲与セント欲スル者ハ当銀行ニ於テ定ムル所ノ書式ニヨリ双方連署ノ書面ヲ差出スヘシ当銀行ハ相当ノ手續ヲナシタル上其株券ノ裏面ニ正副頭取記名調印シ其株券ヲ買譲受人ニ交付スヘシ

但株券一通ニツキ手数料トシテ金三銭ヲ徴収スルモノトス

第十四条 株券ノ買売譲与ニ関スル手續キハ総会ノ前後三十日間停止ス

第十五条 株主ニ於テ株券ヲ毀損汚穢又ハ紛失焼失シタル時ハ其姓名番号及其事実ヲ書面ニ記シ新株券ヲ請求スル事ヲ得紛失焼失之場合ニ於テハ其株券ノ無効ニ帰シタル旨ヲ新

聞紙ニ三日以上公告シ三ヶ月ヲ経テ事故ナキトキハ新株券ヲ附与ス

但前項ノ場合ニ於テハ株券調製費壹枚ニ付金貳拾銭並其他是ニ関スル費用ハ請求者ヨリ徴収スルモノトス

第三章 株主及其権限

第十六条 外国人ノ外何人タリトモ当銀行ノ定款並ニ決議ヲ遵守シ株券ヲ所有スルモノヲ株主トス

第十七条 当銀行ハ株主名簿ヲ備置キ左ノ要件ヲ記入スヘシ

- (一) 各株主ノ住所氏名
- (二) 各株主所有株式ノ数及株券ノ番号
- (三) 各株式ニ付拂込タル金額及年月日
- (四) 各株式ノ取得ノ年月日

第十八条 当銀行ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ル事ヲ得ス⁽¹³⁾

第十九条 組合ノ名儀ヲ以テ当銀行ノ株式ヲ所有セント欲スル者ハ株主ノ権利ヲ行フ可キ者一人ヲ定ムル事ヲ要ス

第二十条 株主ハ何等ノ事故アルモ当銀行解散前ニ於テハ株金及其持分ノ取戻ヲ請求スル事ヲ得ス

第二十一条 株主ハ転住死亡又ハ姓名及印鑑ヲ更改シタルトキハ直ニ書面ヲ以テ届出ツヘシ

但前項ノ手續ヲ盡サザル為メ不利益ノ結果ヲ生シタルモ当銀行ハ其實ヲ負ハス

第四章 役員

第二十二条 当銀行ニ左之役員ヲ置ク

取締役	四名
内 頭取	一名
副頭取	一名
監査役	五名
業務担当人	六名以内

(13) この行にそのまま続けて「但債務ノ辨償ノ為メ若クハ其他ノ事由ニヨリ当銀行ニ交附セラレ若クハ移属シタル株券ハ三ヶ月内ニ於テ公ニ之ヲ売り其代金ヲ銀行ニ収ムヘシ」とあるも、墨にて抹消し、上記欄外に筆にて、「三十二年十二月二日届出ス、但書削除」と記入して朱印押捺あり。

第二十三条 取締役監査役ハ五拾株以上ヲ有スル満貳拾五年以上ノ株主中ヨリ總會ニ於テ

撰挙ス取締役ノ在任中ハ其所有株券融通ヲ禁スル為メ五十株ヲ監査役ニ供託スヘシ

第二十四条 取締役ハ毎月壹回以上ノ會議ヲ開キ定款並總會決議ノ範囲内ニ於テ營業ノ方

針事務規定ノ順序其他申合規則等ヲ議定スヘシ

第二十五条 取締役ノ任期ハ満三年⁽¹⁴⁾ケ監査役ハ満一ケ年トス若シ欠員ヲ生シ補欠セル場合
ハ前任者ノ任期ヲ続クモノトス

但任期満了之後之ヲ再撰スルコトヲ得

第二十六条 取締役及監査役ハ其在職期日ヲ經過スルモ新任者ノ就任スル迄ハ其職務ヲ継続
スルモノトス

第二十七条 正副頭取ハ取締役中ヨリ互撰シ銀行ノ首長トナリテ業務ヲ総理スル責ニ任ス

第二十八条 取締役ハ当銀行ノ常務ヲ処理シ及ヒ會計ヲ整理ス

第二十九条 当銀行内処務ノ順序事務員任免黜陟及業務執行ニ関スル規程ハ正副頭取取締
役ノ定ムル処ニヨル

第三十条 正副頭取取締役ハ定款並ニ總會決議ノ範囲内ニ於テ業務担当人ノ職務責任及身
元保証ノ額ヲ定ルコトヲ得

第三十一条 正副頭取取締役ハ事業処辨ニ付互ニ相代理スルコトヲ得

第三十二条 監査役ハ左ノ職分ヲ行フ責ニ任ス

第一 正副頭取取締役及業務担当人ノ業務施行カ法律命令定款及總會ノ決議ニ適合スル
ヤ否ヤヲ監視スルコト

第二 正副頭取取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報
告スルコト

第三 当銀行ノ為ニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ總會ヲ招集スル事

第三十三条 監査役ハ前条ノ職務ヲ行フ為メ何時ニテモ銀行ノ業務ヲ尋問シ帳簿書類其他
全財産ヲ検査スラコトヲ得⁽¹⁵⁾

第三十四条 正副頭取取締役ハ常業トシテ当銀行ノ営業部類ニ属スル取引ヲナシ又ハ之ニ
関与スルコトヲ得ス

取締役ガ前項ノ規定ニ反シナシタル行為ハ株主總會ノ決議ヲ取り会社ノ為ニナシタルモ

(14) 「満三年ケ」は「満三ケ年」の誤りであろう。「ケ」に朱筆で丸印が付してある。

(15) 「……スラコトヲ……」は「……スルコトヲ……」の誤りか。

ノト見做スコトアルヘシ

第三十五条 正副頭取及取締役ニ於テ善意ヲ以テ正当ニ取扱タル事件ヨリ生シタル損失ハ之ヲ辨償スルノ責ニ任セサルヘシ

第三十六条 監査役其任務ヲ怠リタルトキハ当銀行及ヒ第三者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ス

第三十七条 正副頭取取締役監査役ノ月俸報酬日当旅費ハ総会ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第三十八条 取締役及監査役ハ何時ニテモ総会ノ決議ニヨリ之ヲ解任スルコトヲ得

第五章 株主総会

第三十九条 株主総会ヲ分チ通常総会臨時総会ノ二種トス

毎年一月七月ニ開会スルモノ之ヲ定時総会トシ臨時緊急ノ事項ヲ議スルメ為メ商法及此定款ノ規定ニ遵ヒ特ニ株主ヲ招集スルモノ之ヲ臨時総会トス

第四十条 株主総会ニ於テハ法令又ハ此定款ニヨリ決議シタル事件ハ欠席者又ハ異議者ト雖服従スヘキモノトス

第四十一条 定時総会ハ取締役カ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査シ且利益又ハ利息ノ配当ヲ決議ス

第四十二条 臨時総会ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ若クハ資本金ノ十分ノ一以上ニアタル株主ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ請求シタルトキ之ヲ開クモノトス

第四十三条 凡テ総会ニ於テハ開会式週間前ニ其場所日時及其事項ヲ記載シタル通知書ヲ発スヘシ

第四十四条 凡テ総会ニ於テハ本人出席シ能サルトキハ其父子兄弟若ハ他ノ株主ニ代理ヲ付托スルコトヲ得ヘシ此場合ニ於テハ委任状ヲ差出スヘシ

株主中婦女並瘋癲白痴及丁年未滿ノ男子ハ其後見人ヲ以テ代理セシムヘシ

但當銀行ノ役員ハ代人トナルコトヲ許サス

第四十五条 会日出席シタル株主ハ出席名簿ニ捺印スヘシ

第四十六条 総会ニ於テハ総株金ノ三分ノ一以上ノ株主出席シ其議決権ノ半数以上ニアラサレハ何事ヲモ議決スルコトヲ得ス

但定款変更ノ場合ニ於テハ総株主ノ半数以上ニシテ資本金ノ半額以上ニアタル株主出席シ其議決権ノ過半数ヲ以テ決ス

第四十七条 株主ノ議決権ハ拾株迄ハ毎壹株壹個ノ議決権ヲ有ス拾壹株以上百株迄ハ毎五株ニ壹個ヲ増加ス百壹株以上ハ毎拾株ニ壹個ヲ増加ス

第四十八条 凡テ総会ニ於テ指定ノ刻限ヨリ二時間ヲ過キテ其定式ノ人員出席セサルトキハ株主ニ於テ招集シタル総会ハ解散シ其他ノ総会ハ招集者ニ於テ更ニ場所日時ヲ定メテ延会スヘシ

第四十九条 会議ノ議長ハ頭取之ニ任ス若シ頭取事故アルトキハ副頭取之ニ任スヘシ

第五十条 総会ニ於テ議決シタル書類ハ正副頭取取締役監査役署名捺印シ保存スルモノトス

第五十一条 総会ニ於テ発言投票ノ数相半スルトキハ議長ノ助説決票ヲ以テ之ヲ決ス

第六章 計算

第五十二条 当銀行ノ計算ハ毎年一月七月ノ両度ニ分チテ之ヲ為シ一切ノ経費損失補填ノ金額及準備金ヲ引去リ其残余ノ純益金ヲ以テ株数ニ応シ平等ニ之ヲ分配ス

第五十三条 準備金ハ純益金ノ二十分ノ一以上トス

第五十四条 総会ノ認定ヲ経タル財産目録貸借対照表ハ其略表ヲ製シ新聞紙ニ三日以上公告スヘシ

第七章 印章

第五十五条 当銀行ハ一ノ印章ヲ有ス其様式左ノ如シ



第八章 定款ノ更正加除

第五十六条 此定款ノ箇条ヲ更正加除セントスルトキハ其旨趣及草案ヲ総会ニ提出シ其決議ノ上官庁ニ届出ルモノトス

(未完)